

広 個 審 第 1 号

平成 2 4 年 3 月 2 日

広島市長 松 井 一 實 様

広島市個人情報保護審議会

会長 西 村 裕 三

保有個人情報不存在決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 3 年 8 月 3 日付け〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で諮問のあったこのことについては、別添
のとおり答申します。

（諮問第 1 2 号関係）

別添（諮問第12号関係）

答 申 書

平成23年8月3日付け〇〇〇〇〇〇〇〇〇で諮問のあった事案（諮問第12号で受理）について、次のとおり答申します。

第1 審議会の結論

請求者所有の広島市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の土地（以下「本件土地」という。）に係る市街化区域及び市街化調整区域の別並びに地類界で区別される根拠と事実（写真を含む）（昭和43年以来の調査、検討された資料等を含むすべての関係資料）の保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が対象公文書を不存在とした決定は、妥当です。

第2 異議申立ての趣旨

平成23年7月26日付け異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年6月20日付けで行った本件開示請求に対し、実施機関が同年7月19日付け広整計第172号で行った不存在決定（以下「本件不存在決定」という。）を取り消し、本件開示請求の対象公文書を開示するよう求めているものです。

第3 申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書、意見書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 本件開示請求は、本件土地に係る市街化区域及び市街化調整区域の区分（以下「区域区分」という。）等の具体的な根拠となる保有個人情報の資料を求めたものであり、実施機関が行った本件不存在決定は信じられない。

本件土地に係る区域区分について、どのような基準を用いて判断し、市街化区域と市街化調整区域の区別を市民に知らせているのか疑問を強く感じる。

- 2 別途平成23年7月26日付けで申立人が行った本件土地に係る区域区分等の公文書開示請求に対して、実施機関が開示した都市計画縦覧図書等からも申立人所有の土地の対応関係や区域区分の線引きの基準は明らかになっていない。

しかし、固定資産課税明細書等では、本件土地の地番ごとに区域区分を示している

が、〇〇課税課の土地一部現況台帳や図面でも、現地のどの部分が市街化区域及び市街化調整区域とされているか不明である。

- 3 したがって、実施機関が保有する本件土地に係る区域区分の根拠となる個人情報の資料の開示を求めるものである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- 1 本件土地は、広島市を含む広島圏都市計画区域に位置し、この広島圏都市計画区域は、さらに区域区分されている。区域区分の決定にあたっては、実施機関が航空写真から縮尺2,500分の1の地形図として図化し、当該地域を計画的な市街化を図る必要があるか否かを判断して、地図上で線引きの案を作成しており、地図上不確かな場所がある場合などには、必要に応じ、補足的に現地調査している。実施機関が作成したこれらの資料を基に広島県都市計画審議会の開催等の都市計画法（昭和43年法律第100号）上の手続を経て、広島県が区域区分の都市計画決定をしている。

区域区分については、現行の区域区分が昭和46年に当初決定されて以来、これまで4回の見直しが行われている。市民から市街化区域への編入希望等がある場合には、要望書の提出や広島県の公聴会への申請など、所要の手続をしてもらうことになっている。

- 2 本件土地に係る区域区分は、「地類界」と付記表示されており、これは一般に地形等によって区分していることを表す表示であることから、昭和46年に山林と宅地の境を「地類界」により線引きし、区域区分決定したものであると判断でき、以降見直しはされていない。これらの資料については、別途平成23年7月26日付け本件土地に係る区域区分等の公文書開示請求に対して、「都市計画縦覧図書（航空写真、線引きされた地形図等）」等を申立人に開示している。

- 3 これら区域区分の決定や見直しにあたっての関係公文書を調査した結果、申立人の本件土地に係る区域区分についての個人情報を保有していなかったことから、本件不存決定を行った。

また、固定資産の課税にあたっては、都市計画決定した都市計画図等を基に課税担当課が現地確認等により地番ごとに賦課している。

- 4 なお、平成23年3月7日に申立人らから本件土地に係る区域区分について相談があったため、都市計画課の職員が都市計画決定された図面等の資料を基に、現地調査を行い、宅地と山林の境目と見受けられるところが地類界であることを実施機関として客観的に判断し確認した。このとき、申立人との現地立会及び双方確認はしていない。

次に、申立人らから提供された資料や説明等に基づき、都市計画図に本件土地の概

ねの位置を示した図面を作成したが、これは今後の申立人との事務処理の必要上作成したものであり、前述のとおり区域区分の都市計画決定にあたっては、土地の地番ごとの境界や位置を確定させることはしない。

第5 審議会の判断理由

当審議会としては、検討した結果、以下のとおり判断します。

1 区域区分の決定にあたっては、都市計画法に基づき、実施機関は、航空写真から縮尺2,500分の1の地形図を図化し、広島県等他の行政機関等と協議を行い、位置が明確な「道路界」、「工作物界」をはじめ、宅地と斜面などの地形の変化線である「地類界」等を境として地図上で線引きの案を作成しています。また、地図上不確かな場所がある場合などには、必要に応じ、補足的に現地調査していることが認められます。そして、実施機関が作成したこれらの資料を基に広島県都市計画審議会の開催等の手続を経て、広島県が区域区分の都市計画決定をしていることが認められます。

2 申立人は、本件土地に係る区域区分決定についての保有個人情報の開示を求めているものです。「個人情報」とは、広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第2条第2号において「個人に関する情報で、個人が特定され、又は特定され得るものをいう。」と規定されています。

この観点から、本件土地に係る区域区分についての個人情報の保有の有無を検討してみると、上記1で記述したとおり、区域区分決定に係わる手続においては、航空写真を基にして、宅地と斜面などの地形の変化線である「地類界」等を境として地図上で決定しており、土地所有者の個別事情や希望等に応じて決定しているわけではありません。このため、実施機関は、区域区分決定に係わって、通常個人情報を直接取得、利用又は保有するものではなく、例外的に区域区分の見直し等に係る市民等からの要望書の提出等がある場合などに限って、個人情報を保有等することが認められます。

また、本件土地に係る区域区分決定に関する保有個人情報以外の公文書については、申立人は別途平成23年7月26日付けで3件の公文書開示請求を行い、実施機関は同年8月9日付けで「都市計画縦覧図書（航空写真、線引きされた地形図等）」等を開示していることが認められます。

さらに、申立人は、固定資産税及び都市計画税の賦課にあたって、本件土地が地番ごとに区域区分を決定されているから、本件土地に係る区域区分についての保有個人情報があるはずであると主張していますが、これは、固定資産税等の賦課のために、都市計画決定した区域区分が図示されている都市計画図などを基に、課税担当課が地番ごとに区域区分を判断したものにすぎません。

3 したがって、実施機関が区域区分の決定や見直しに関する公文書を調査した結果、申立人の本件土地に係る区域区分について、個人情報を保有していないとして、本件

対象公文書の不存在決定を行ったことに不合理な点はないと判断するものです。

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものです。

第6 審議会の処理経過

当審議会の処理経過は、別紙1のとおりです。

別紙1

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
23. 8. 3	〇〇〇〇〇〇〇〇〇の諮問を受理（諮問第12号で受理）
23. 9. 9 （第1回審議会）	審議（事案の概要説明）
23. 10. 11 （第2回審議会）	審議（申立人及び実施機関の口頭意見陳述）
23. 11. 29 （第3回審議会）	審議
24. 2. 2 （第4回審議会）	審議

参 考

広島市個人情報保護審議会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
大久保 憲章	広島修道大学大学院法務研究科教授
木下 則子	広島消費者協会理事
長曾我部 誠	中国新聞社総合編集本部計画担当委員
西村 裕三 (会 長)	広島大学法学部教授
村上 香乃	弁護士